

平成31年度・令和元年度 建設工事等請負業者等競争参加資格停止一覧

番号	競争参加資格停止理由	有資格業者名	措置期間	概要
1	建設業法違反行為 (第2条第1項別表第2第8号)	株式会社 田辺工務店	平成31年 4月25日から 令和元年 5月24日まで (1か月)	左記業者は、千葉県警察本部発注の「鴨川警察署庁舎内外装等改修工事」において、建設業法第26条第3項の規定に違反し、監理技術者を専任で配置しなければならない工事であるにもかかわらず、営業所の専任技術者に兼務させたことが同法第28条第1項第2号に該当するとして、千葉県知事から平成31年3月12日に指示処分を受けた。
2	競売入札妨害又は談合 (第2条第1項別表第2第6号)	株式会社 九電工	平成31年 4月25日から 令和元年10月24日まで (6か月)	左記業者の行橋営業所長は、平成28年7月に実施された築上町発注工事の入札を巡り、同町の環境課長から入札参加業者名の開示を受けるなどして、公正な入札を妨害したとして、平成31年3月9日に公契約関係競売入札妨害容疑で福岡県警察に逮捕された。
3	工事関係者事故 (第2条第1項別表第1第8号)	株式会社 明正建設	令和元年6月 7日から 令和元年6月20日まで (2週間)	左記業者及び代表取締役は、平成29年7月18日、船橋市内の民間の宅地造成工事において、掘削溝内の作業で地山の崩壊又は土石の落下により労働者に危険を及ぼすおそれがあったにもかかわらず、あらかじめ掘削面に土止め支保工を設けるなど危険を防止するための措置を講じないまま、作業を行わせた過失により、掘削面の土砂を崩壊させて、作業員1名を土砂中に埋没させ、死亡させた事故に関して、平成30年4月11日、千葉簡易裁判所より、労働安全衛生法違反及び業務上過失致死により罰金刑の略式命令を受けた。
4	不正又は不誠実な行為 (第2条第1項別表第2第9号)	株式会社 安藤・間	令和元年6月7日から 令和元年7月6日まで (1か月)	左記業者の社員は、福岡県福岡市東区の病院建設現場において、平成29年10月22日に足場が倒壊し通行人に死亡者を生じさせた事故に関し、平成31年4月3日、福岡簡易裁判所から業務上過失致死罪により罰金刑の略式命令を受けた。
5	競売入札妨害又は談合 (第2条第1項別表第2第6号)	株式会社 フソウ	令和元年 6月7日から 令和元年12月6日まで (6か月)	左記業者の従業員は福岡県築上町発注の、し尿処理施設建設工事の入札に関し、(株)九電工が落札できるよう業者間で談合したとして、平成31年4月3日、談合の容疑で逮捕された。
6	不正又は不誠実な行為 (第2条第1項別表第2第9号)	株式会社 堀組	令和元年7月7日から 令和元年8月3日まで (1か月)	左記業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2(焼却禁止)に違反し、市川簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、刑の執行が終了した。この事実より、産業廃棄物収集運搬業について、千葉県知事から平成30年11月13日に許可取消しの行政処分を受けた。
7	独占禁止法違反 (第2条第1項別表第2第4号)	ニチレキ株式会社	令和2年2月17日から 令和2年8月16日まで (6か月)	左記業者は、舗装用改質アスファルトの需要者向け販売に関し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和元年6月20日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

8	独占禁止法違反 (第2条第1項 別表第2第4号)	東亜道路工業株式会社	令和2年2月17日から 令和2年8月16日まで (6か月)	左記業者は、舗装用改質アスファルトの需要者向け販売に関し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和元年6月20日、公正取引委員会から公表された。また、アスファルト合材の販売分野における競争を実質的に制限し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和元年7月30日、公正取引委員会から違反業者として認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。
9	独占禁止法違反 (第2条第1項 別表第2第4号)	世紀東急工業株式会社	令和2年2月17日から 令和2年8月16日まで (6か月)	左記業者は、アスファルト合材の販売分野における競争を実質的に制限し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和元年7月30日、公正取引委員会から違反業者として認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。
10	独占禁止法違反 (第2条第1項 別表第2第4号)	株式会社 ガイアート	令和2年2月17日から 令和3年2月16日まで (12か月)	左記業者は、アスファルト合材の販売分野における競争を実質的に制限し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和元年7月30日、公正取引委員会から違反業者として認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。
11	独占禁止法違反 (第2条第1項 別表第2第4号)	月島テクノメンテサーブス株式会社	令和2年2月17日から 令和2年5月16日まで (3か月)	左記業者は、東京都が発注する東村山浄水場、玉川浄水場、小作浄水場、金町浄水場、三郷浄水場、朝霞浄水場及び三園浄水場の排水処理施設運転管理作業において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和元年7月11日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。
12	独占禁止法違反 (第2条第1項 別表第2第4号)	石垣メンテナンス株式会社	令和2年2月17日から 令和2年5月16日まで (3か月)	左記業者は、東京都が発注する東村山浄水場、玉川浄水場、小作浄水場、金町浄水場、三郷浄水場、朝霞浄水場及び三園浄水場の排水処理施設運転管理作業において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和元年7月11日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。
13	不正又は不誠実な行為 (第2条第1項 別表第2第9号)	株式会社 ブロードリンク	令和2年2月27日から 令和2年3月16日まで (1か月)	左記業者の元社員は、同社においてデータの処分と廃棄を請け負ったハードディスクを不正に転売し、神奈川県庁の行政文書の流出を招いた。 また、同社元社員は令和元年12月6日に窃盗容疑で警視庁に逮捕された。
14	不正又は不誠実な行為 (第2条第1項 別表第2第9号)	セコム株式会社	令和2年2月27日から 令和2年3月16日まで (1か月)	左記業者の社員は、警備で出勤した顧客宅から貴金属品を盗んだとして、令和元年11月1日、窃盗及び住居侵入の容疑で兵庫県警に逮捕された。